

非核三原則の尊重と堅持を求める意見書を国に提出することを求める陳情書

1 陳情の要旨

地方自治法第 99 条に基づき、貴議会においては、核兵器の廃絶と恒久平和の実現に向け、唯一の戦争被爆国である我が国の国是として、非核三原則を尊重し、堅持するよう国に求める意見書の提出をお願いいたします。

2 陳情の理由

広島・長崎への原子爆弾の投下から 81 年が経過するなか、我が国は原爆投下による惨禍を経験した唯一の戦争被爆国として、「核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず」とする非核三原則を長年にわたり基本的な立場として掲げてきました。この原則は、国会においても繰り返し確認され、国際社会に対する我が国の基本姿勢を示す重要なものです。

今日、国際社会の緊張の高まりから、安全保障環境は一層厳しさを増すなか、戦争被爆国としての倫理的使命と、国際社会の信頼を支える平和国家としての立場を明確にすることが求められています。

非核三原則は、我が国が核兵器に依存しないという明確な意思を示すものであり、現実的な安全保障政策の下でも、その核心となる理念は揺らぐべきではありません。

令和 8 年 8 月 18 日

陳 情 者
所 在 地

団体名称 全日本自治団体労働組合
神奈川県本部
代 表 者 中央執行委員長 中野 雅臣
電話番号
担 当 羽太・浪川

寒川町議会議長 岸本 優 様

別紙

非核三原則の尊重と堅持を求める意見書

核兵器を廃絶し、恒久平和を実現することは、広島・長崎への原爆投下という未曾有の惨禍を経験した世界唯一の戦争被爆国である日本国民、そして寒川町民の悲願である。

寒川町は、昭和 60 年（1985 年）6 月 13 日、「核兵器廃絶平和都市」を宣言し、核兵器の廃絶と世界平和の実現にむけて努力するという決意を示してきた。

今日、国際社会の緊張が高まり、安全保障環境は一層厳しさを増している。

しかし、こうした時代だからこそ、戦争被爆国としての倫理的使命と、国際社会の信頼を支える平和国家としての立場を明確にすることが求められている。

非核三原則は、我が国が核兵器に依存しないという明確な意思を示すものであり、現実的な安全保障政策の下でも、その核心となる理念は揺らぐべきではない。

よって国会及び政府は、唯一の戦争被爆国としての歴史的責務と、国際的信頼の基盤である平和国家の理念を重んじ、国是である非核三原則を尊重し、堅持することを強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 8 年 8 月 18 日

衆議院議長	}
参議院議長	
内閣総理大臣	
法務大臣	
総務大臣	
外務大臣	
防衛大臣	殿